

第4章 ICT政策の動向

第1節

総合戦略の推進

1 国家戦略の推進

政府は、2001年（平成13年）1月に、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始した。

ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を着実に進め、累次の戦略見直しを行い、2013年（平成25年）1月には、IT政策の立て直しに関する安倍総理大臣からの指示を受け、同年6月、新たなIT戦略（世界最先端IT国家創造宣言）を閣議決定した。

ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進する中、2016年（平成28年）12月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため「官民データ活用推進基本法」が公布・施行された。これを受け、2017年（平成29年）5月に、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、同計画に基づきPDCAを回しながら施策を推進している。

2019年（令和元年）6月には、IT総合戦略本部において、デジタル時代の新たなIT政策大綱が決定された。これは、①デジタル時代の国際競争に勝ち抜くための環境整備と②社会全体のデジタル化による日本の課題の解決の2つを目的としつつ、今後の我が国のIT政策の「羅針盤」とすることを図るものである。また、同月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめた。

このほか、我が国経済の再生に向け、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため成長戦略を実現すること等を目的とする司令塔として、2012年（平成24年）12月に日本経済再生本部を設置した。その下で2016年（平成28年）9月から未来投資会議を開催し、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略の策定に向けた具体的な議論を行っている。2019年（令和元年）6月には、「成長戦略実行計画」等を閣議決定し、ICT分野については、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取組を進めていくこととしている。

2 総務省のICT総合戦略の推進

1 2020年に向けた社会全体のICT化推進

「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「2020年東京大会」という。）は、我が国全体の祭典であるとともに、優れたICTを世界に発信する絶好のチャンスとして期待される。総務省では、2014年（平成26年）から「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会^{*1}」を開催し、2020年東京大会に向けて我が国のICT環境をより高度なものにするとともに、2020年東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、社会全体のICT化の推進方策について検討してきた。

本懇談会では、2015年（平成27年）に「2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン」を取りまとめ、2020年東京大会に向けて、我が国が一丸となって「社会全体のICT化」に取り組んでいくため、8つの分野

*1 2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/2020_ict_kondankai/index.html

(多言語音声翻訳対応の拡充、デジタルサイネージの機能拡大、オープンデータの利活用推進、放送コンテンツの海外展開の推進、無料公衆無線LAN環境の整備促進、第5世代移動通信システムの実現、4K・8Kの推進、サイバーセキュリティの強化) ごとに「いつまでに、誰が、何をするのか」という工程を明確化するとともに、分野ごとの施策を横断的に組み合わせ、利用者の視点に立って利便性の向上を実感できる2つのサービス(都市サービスの高度化、高度な映像配信サービス)を示した(図表4-1-2-1)。

図表4-1-2-1 2020年にに向けた社会全体のICT化 アクションプラン 概要

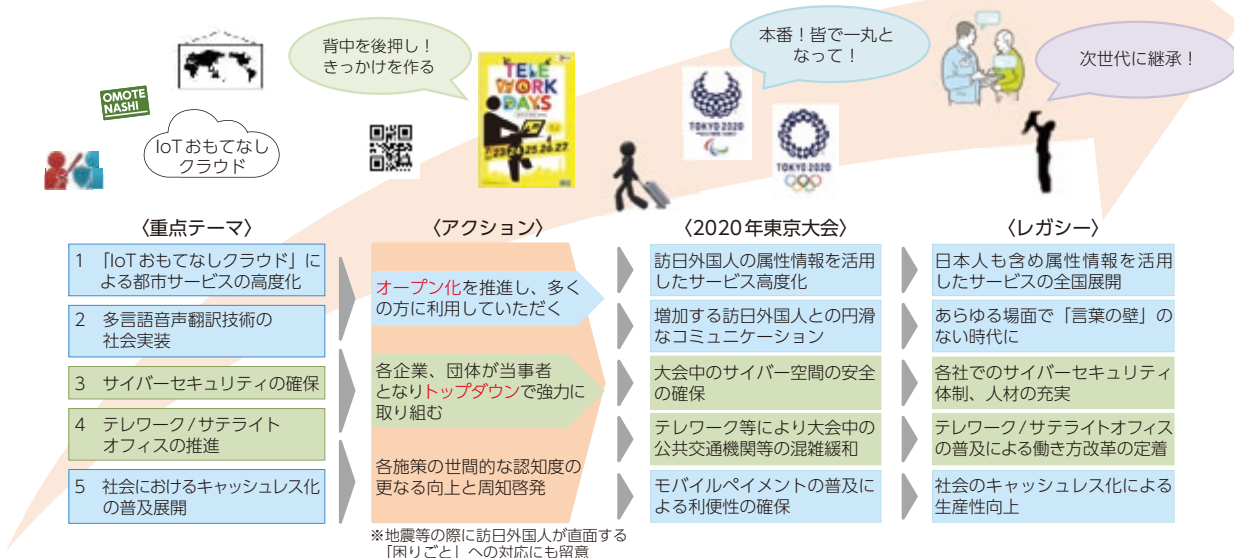


また、2018年(平成30年)に「2020年東京大会に向けた提言^{*2}」を取りまとめ、2020年にフォーカスした5つの「重点テーマ」(「IoTおもてなしクラウド」による都市サービスの高度化、多言語音声翻訳技術の社会実装、サイバーセキュリティの確保、テレワーク/サテライトオフィスの推進及び社会におけるキャッシュレス化の普及展開)をピックアップし、目標の達成に向けて取り組んでいる(図表4-1-2-2)。

*2 2020年東京大会に向けた提言：http://www.soumu.go.jp/main_content/000557657.pdf

図表 4-1-2-2 2020年東京大会に向けた提言 概要

- 日本がこれからも繁栄し続けるためにはICTを活用した生産性向上、働き方改革等が不可欠である。そのような認識が共有されつつある一方、日本型の社会経済構造を変革することは容易ではない。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会は、我が国のICTをショーケースとして世界に示すチャンスであるとともに、これをきっかけに日本型の社会経済構造を変革するチャンスとして捉えるべきである。
- 2020まであと2年と迫る中、本提言においては、5つの重点テーマについて、2020に向けた取組の明確な目標を示すとともに、それぞれのレガシーについて方向性を整理した。レガシーという点では、マイナンバーカードの利活用は不可欠な要素である。目標の達成に向けて、関係者が一体となって取り組む。



本懇談会では、アクションプラン及び提言に掲げたICT施策について、社会全体で認知できるようにするための情報発信の強化や、2020年東京大会以降もレガシーとして使い続けられる「仕組み」としての提供、官民の役割分担の検討に取り組んでいる。

2 Society 5.0の実現に向けた経済構造改革への基盤づくり

近年、デジタル分野のプラットフォーマー（以下「デジタル・プラットフォーマー」という。）がイノベーションを牽引し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献している。また、デジタル・プラットフォーマーが製造業等のリアル分野にも事業領域を拡大し、世界の時価総額上位企業を米国や中国のデジタル・プラットフォーマーが占める状況もみられる。

他方、こうしたデジタル・プラットフォーマーを巡っては、取引条件の不透明・不公正、データ寡占、個人情報漏洩、プラットフォーム上での違法・不適切な行為等の問題点が我が国を含め、世界的に指摘されている。

こうした中、経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、2018年（平成30年）6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、同年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ、競争政策、情報政策、消費者政策等の学識経験者から構成された「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を同年7月から開催し、調査・検討を行った。同年12月、総務省、経済産業省及び公正取引委員会は、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定した^{*3}。基本原則では、①デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点、②プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進、③デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現、④デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現、⑤データの移転・開放ルールの検討、⑥バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築、⑦国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーションについて方針が示されている（図表4-1-2-3）。

^{*3} 「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」の公表：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000271.html

図表 4-1-2-3 基本的原則の概要

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①社会経済に不可欠な基盤を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在である、③そのような場合は、本質的に操作性や技術的不透明性がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、見直しの可否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

①透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める。

②各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向けた検討を進める。

③例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の域外適用の在り方や、実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

2019年（令和元年）5月、検討会は、基本原則3③及び5に関連して、取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション及びデータ移転・開放等の在り方に関するオプションを取りまとめた。今後、政府においては、これを参考としつつ、具体的措置の実施に向けた、より詳細な検討を進めることとしている。

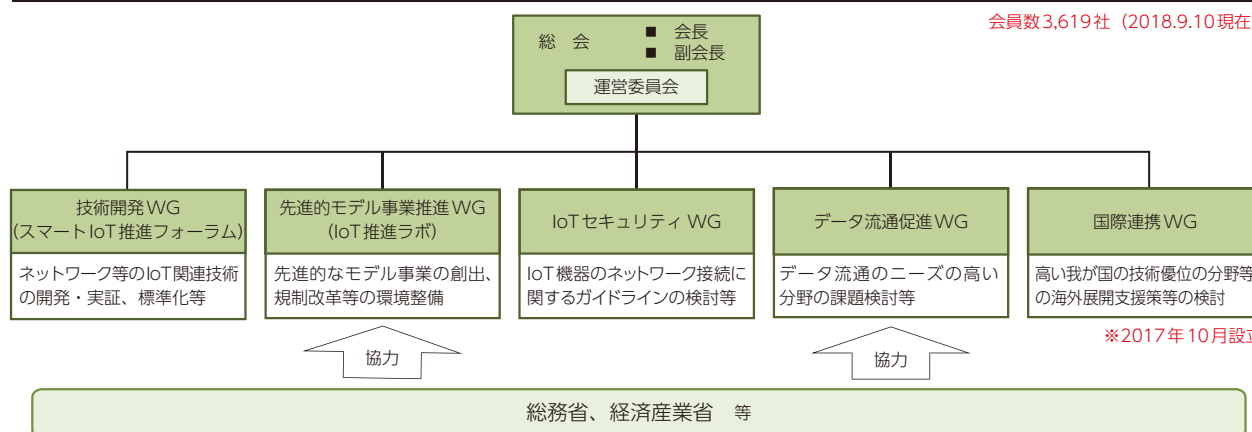
3 官民連携での情報通信政策の推進

IoT/ビッグデータ/AI等の発展による世界的な産業構造の変革にあたって、産学官が参画・連携し、IoT推進に関する技術の開発・実証や新たなビジネスモデルの創出推進するための体制を構築することを目的として2015年（平成27年）10月に「IoT推進コンソーシアム」が設立された（図表4-1-2-4）。

図表 4-1-2-4 IoT推進コンソーシアム

- ・IoT/ビッグデータ/人工知能時代に対応し、企業・業種の枠を超えて産学官で利活用を促進するため、民主導の組織として「IoT推進コンソーシアム」を設立。（2015年10月23日（金）に設立。）
- ・技術開発、利活用、政策課題の解決に向けた提言等を実施。
- ・当初700社程度だった会員数は、現在、3,600社程度まで伸張。
- ・2017年10月に、我が国が技術優位にある分野等の海外展開支援策等の検討を目的とした国際連携WGを設立。

会員数3,619社（2018.9.10現在）



本コンソーシアムでは、産学官が参画・連携し、具体的には、IoTに関する技術開発・実証及び標準化等の推進、IoTに関する各種プロジェクトの創出及び当該プロジェクトの実施に必要な規制改革に関する提言のとりまとめ、IoT機器のセキュリティに関するガイドライン等の検討、データ流通のニーズの高い分野の課題検討等に取り組むこととしている。2016年度（平成28年度）には米国やインド、欧州のIoT推進団体と、2018年度（平成30年度）にはロシアのイノベーションセンター運営団体とそれぞれIoTの推進に関する覚書を締結するなど国際展開の取組も進めており、2017年度（平成29年度）には、新たに国際連携ワーキンググループが設置され、我が国の技術優位の分野等の海外展開支援策等の検討にも取り組んでいる。

4 IoT/データ利活用の推進

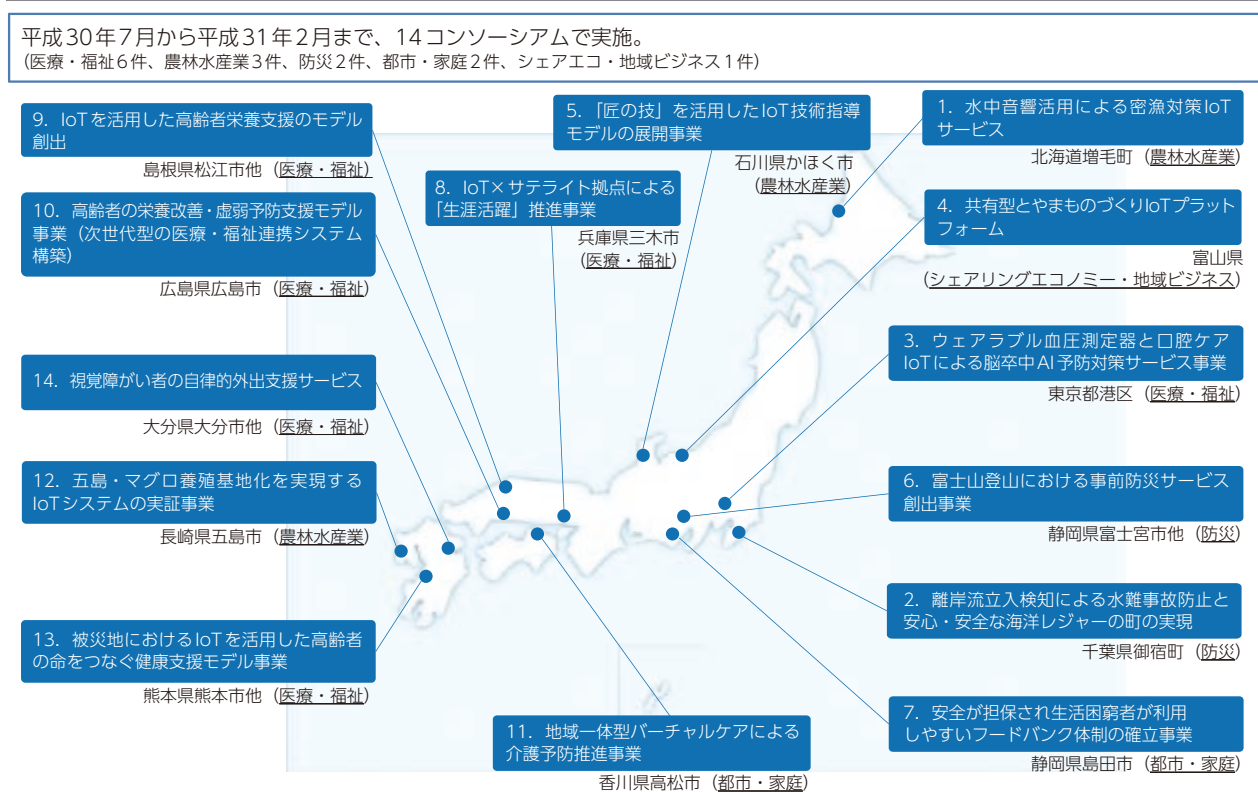
ア IoT利活用の推進

(ア) IoTサービス創出支援事業（身近なIoTプロジェクト）

総務省は、情報通信審議会の「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方について」中間答申（第一次～第四次）に基づき、IoTサービスの地域実証に基づくルール整備等を通じたデータ利活用の促進に取り組んでいる。

具体的には、地方公共団体、大学、ユーザー企業等から成る地域の主体が、農林水産業、医療・福祉、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野における先導的なIoTサービスの実証事業に取り組み、地域の課題解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行っている。これまで、2015年度（平成27年度）補正予算、2016年度（平成28年度）補正予算、2017年度（平成29年度）当初予算、2018年度（平成30年度）当初予算を活用し、全国各地で48件の実証事業を実施した（図表4-1-2-5）。今後は、これまでに実施した事業の成果の普及・展開を推進する予定である^{*4}。

図表4-1-2-5 IoTサービス創出支援事業（身近なIoTプロジェクト）の実証事業（2018年度）

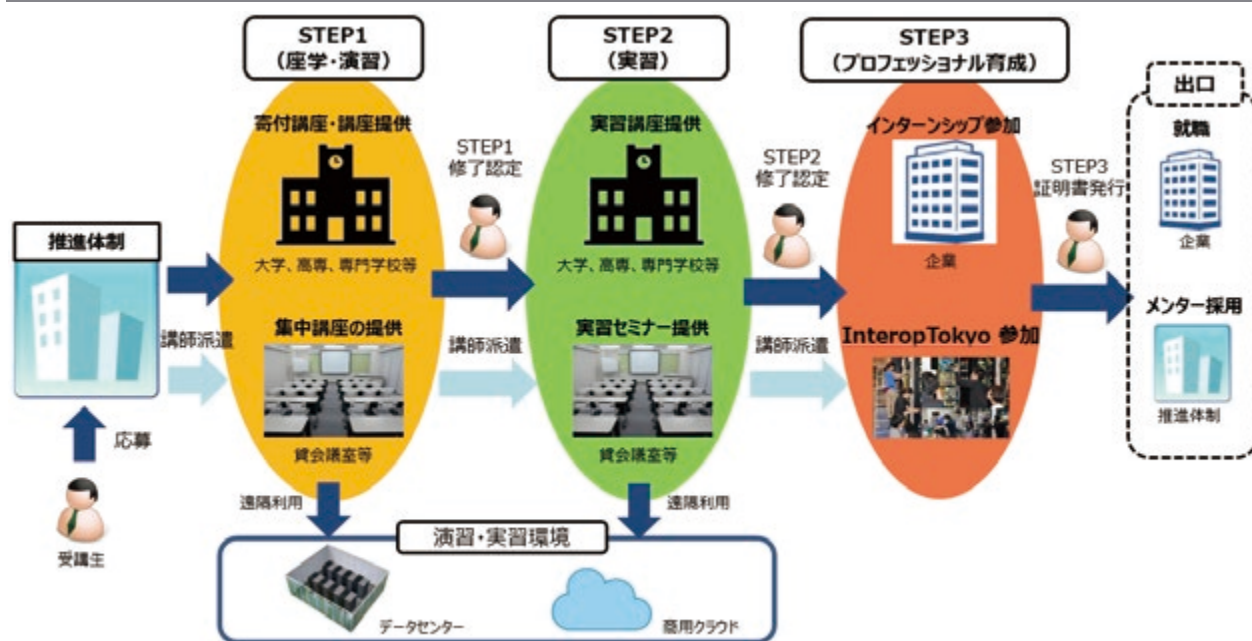


(イ) IoTネットワーク運用人材育成事業

IoT／ビッグデータ時代のネットワークは、センサー等のネットワークに接続される機器の爆発的な増加や流通するデータの多様化により、トラフィックの急激な変動等が生じることが予想される。このため、SDN/NFV等のソフトウェア技術を用いて、迅速かつ柔軟に通信経路の迂回や容量拡大等の制御を行う必要があり、この技術を活用してネットワークを運用・管理する人材が必要とされている。総務省は、そのような人材を育成する環境基盤を整備し、基盤の構築・運用を通して人材育成を図り、求められるスキルの明確化やその認定の在り方を検討するため、2017年度（平成29年度）から一般社団法人「高度ITアーキテクト育成協議会（AITAC）」（同年7月設立）と連携し、人材育成に向けた取組を実施している（図表4-1-2-6）。

^{*4} 身近なIoTプロジェクト：<http://www.soumu.go.jp/midika-iot/>

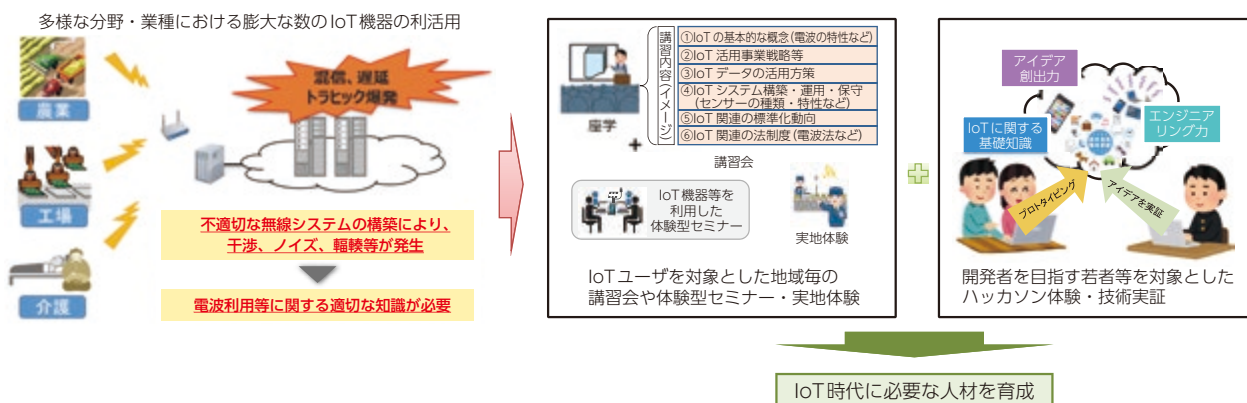
図表 4-1-2-6 IoTネットワーク運用人材育成事業



(ウ) IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成事業

今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザーや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠である。このため、IoTユーザーを対象とした地域ごとの講習会や体験型セミナー・実地体験、開発者をめざす若者等を対象としたハッカソン体験・ワイヤレスIoT技術実証等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成している（図表4-1-2-7）。

図表 4-1-2-7 IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成事業



イ オープンデータ流通環境の整備

官民データ活用の推進を目的とする「官民データ活用推進基本法」（2016年（平成28年）12月14日公布・施行）においては、政府、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。政府、地方公共団体等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるものの3点に該当するデータがオープンデータと定義^{*5}されている。

特に、地方公共団体のオープンデータについては、地域における新事業・新サービスの創出、行政サービスの高

*5 オープンデータ基本指針（2017年（平成29年）5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/data_shishin.pdf

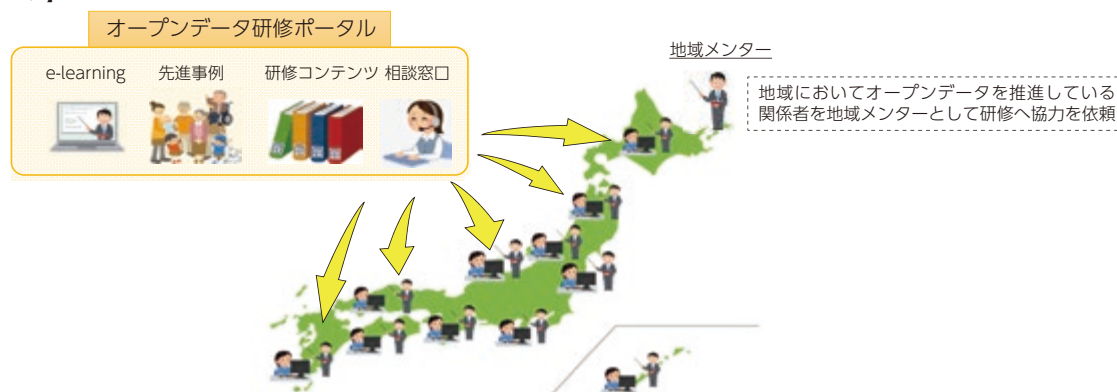
度化等を実現し、地域の経済活性化、課題解決等に寄与するものとして期待されている。このような観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2018年（平成30年）6月15日閣議決定）では、2020年度（令和2年度）までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%とすることが目標として定められている。総務省では、2012年度（平成24年度）より、公共交通、地盤、公共施設等の様々な分野におけるオープンデータ利活用の実証実験や一般社団法人オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）^{*6}等の関係団体や関係府省等との連携を通じて、オープンデータの公開側・利活用側のためのガイド等の策定・改定（オープンデータのための標準化の推進）、オープンデータの有効活用につながるユースケースの構築、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーと連携して自治体のオープンデータ化の促進等の取組を進めてきた。

他方、2019年（平成31年）3月時点でオープンデータに取り組んでいる地方公共団体は1,788団体中465団体（全体26%）にとどまっている。内閣官房が実施したアンケート^{*7}によれば、「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」、「オープンデータを担当する人的リソースがない」といった課題が挙げられている。これらの課題を踏まえ、総務省では2018年度（平成30年度）から、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援するため、地方公共団体等の職員がデータ利活用の意義やデータ公開に関する知識・技術を体系的に習得できる研修等を行っている（図表4-1-2-8）。

図表4-1-2-8 地方公共団体職員向けオープンデータ研修について

総務省では、2020年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を実現するため、オープンデータを推進する地方公共団体職員が必要な知見・技術を体系的に習得できる研修を全国で実施し、オープンデータの取組に結びつけるところまで継続的に支援。

【研修実施イメージ】



【研修の流れ】



研修受講後も継続してオープンデータの取組を支援する環境を整備

ウ AIネットワーク化の推進

人工知能（AI）は、インターネット等を介して他のAI、情報システム等と連携し、ネットワーク化されること（AIネットワーク化）により、その便益及びリスクの双方が飛躍的に増大するとともに、空間を越えて広く波及することが見込まれている。

総務省は、2016年（平成28年）10月に「AIネットワーク社会推進会議^{*8}」を立ち上げ、2017年（平成29年）7月に、AIの開発において留意することが期待される事項を整理した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」やAIシステムの具体的な利活用の場面（ユースケース）を想定したインパクト及びリスクに関する評価（シナリオ分析）をその内容とする「報告書2017」を取りまとめ、公表した^{*9}。

また、AIネットワーク化の進展に伴い形成されるエコシステムの展望に関する検討やAIの利活用において留意することが期待される事項を整理した「AI利活用原則案」を含む「報告書2018」を2018年（平成30年）7月に

^{*6} 一般社団法人オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構：http://www.vled.or.jp/

^{*7} 地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート結果・回答一覧（2018年（平成30年）12月実施）
：https://cio.go.jp/policy-opendata#survey

^{*8} AIネットワーク社会推進会議：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/index.html

^{*9} 「報告書2017」：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000067.html

取りまとめ、公表した^{*10}。

総務省では、その成果を踏まえ、AIネットワーク化に関する国際的な議論を進めている。同年秋以降に行われた主な国際的な議論は次のものがある。今後も、各国政府や国内外の関係機関と連携して、AIに関する国際的な議論に積極的に貢献したいと考えている。

- ・同年9月、OECDは、AIに関する理事会勧告策定を視野に入れ、AIの信頼構築と社会実装を促すための原則の内容について検討を実施するため、AI専門家会合（AIGO）を設置した。同会合は、2019年（平成31年）2月まで、計4回にわたって開催され、その結果、日本の検討成果等と調和の取れたAI専門家会合の最終文書が取りまとめられた。
- ・同年12月に、モントリオール（カナダ）でAIに関するG7マルチステークホルダー会合が開催され、G7各国の産学官・市民社会におけるAI専門家等が参加し、「社会のためのAI」、「イノベーションの解放」、「AIにおけるアカウンタビリティ」、「仕事の未来」といったテーマ毎に議論が行われた。我が国は、カナダとともに「AIにおけるアカウンタビリティ」の共同議長を担当した。
- ・2019年（平成31年）3月にパリで開催されたOECDのデジタル経済政策委員会アドホック会合において、上記AIGO最終文書に基づいてOECD事務局が作成した理事会勧告案について議論が行われ、加盟国の意見等を踏まえて修正が加えられた理事会勧告案が取りまとめられた。その後、同年（令和元年）5月の閣僚理事会にて同案が承認され、理事会勧告として公開された。

また、推進会議においては、「AI利活用原則案」について整理された論点等のさらなる検討を進めるため、同会議の下に「AIガバナンス検討会」を開催し、「AI利活用ガイドライン」を含む「報告書2019（案）」を取りまとめ、2019年（令和元年）6月に広く意見募集を行った。加えて、AIの社会実装の推進について、主に経済的な見地から議論を行うため、「AI経済検討会」を開催し、AI経済に関する基本的政策及び中長期的な戦略のあり方について検討を進め、2019年（令和元年）5月に報告書を取りまとめた。

「報告書2019」の公表後、「AI利活用ガイドライン」をはじめとして、推進会議及び両検討会における議論について、国内及び国際的に共有していくとともに、AIネットワーク化をめぐる諸課題の検討に役立てていく予定である。

5 マイナンバーカード利活用推進

マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全かつ確実に行うことができる。総務省では日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めている。

ア マイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用推進

総務大臣主宰の「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」においては、有識者、地方公共団体、経済界を構成員として、マイナンバーカードの利活用方策、利用範囲の拡大や公的個人認証サービスへのアクセス手段の多様化のための検討を行ってきている。

マイナンバーカードについては、券面を利用した顔写真入り職員証としての活用のほか、ICチップの空き領域を利用し、入退室管理や端末操作の権限確認手段等としての活用が進んでいる。

公的個人認証サービスについては、携帯電話の契約時、オンラインでの証券口座の開設時や母子健康情報サービス（マイナンバーカードを活用して、パソコンやスマートフォンから母子健康情報を閲覧できるサービス）登録時の本人確認に活用されるなど民間サービスにおいても利用が拡大している。更なる利用範囲の拡大に向け、2018年度（平成30年度）には大規模イベントにおけるボランティア管理等の本人確認について、マイナンバーカード利活用の実現可能性を検証した。その他にも、防災や医療分野における活用の実現に向けた実証事業を実施した。今後、地域や関係事業者等と連携しつつ、実用化を図っていく。また、公的個人認証サービスへのアクセス手段の多様化に向け、電子証明書の利用者証明機能をスマートフォンへ搭載する方法について技術実証等を行い、技術・

*10 「報告書2018」： http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000072.html

運用面での課題解決に向けた検討を行うなど、スマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用するための取組を進めていく。

公的分野においては、2017年（平成29年）11月から本格運用が開始されたマイナポータルにおいて「子育て」分野を中心に国民が必要な自治体の行政手続を検索し電子申請できる「ぴったりサービス」、コンビニ等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービス、e-Tax（国税電子申告・納税システム）等における本人確認手段としてマイナンバーカードが活用されている。

公的個人認証サービスは、誰もが取得できるインターネット社会の基礎的な情報インフラであり、国、地方公共団体、民間におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用を一層推進していく。

イ 電子委任状の普及促進

電子委任状は、企業の社員が、契約や行政手続を電子的に行う際に、企業の代表者から代理権の授与を受けたことを簡易かつ確実に証明することを可能とするものである。電子委任状による代理権の証明とあわせて、マイナンバーカード等に搭載された電子証明書がその社員の氏名等の情報を証明することで、企業の社員が契約や行政手続を行う際に必要な情報を全て電子的に証明することが可能となるものであり、電子委任状の普及とマイナンバーカードの普及は双方相乗的に寄与することが期待されている。

その実現に向け、電子委任状を円滑に利用できる環境を整備するための「電子委任状の普及の促進に関する法律」（以下「電子委任状法」という。）及び関係政省令・基本指針が策定された（2017年（平成29年）12月27日公布、2018年（平成30年）1月1日施行）。2018年（平成30年）6月、電子委任状法に基づく電子委任状取扱業務の認定をセコムトラストシステムズ、NTTネオメイトの2社に初めて行った。また、政府全体で取り組んでいる「デジタルファースト」の早期実現に向けて、より利便性が高い電子委任状の普及のための実証にも取り組んでいる。

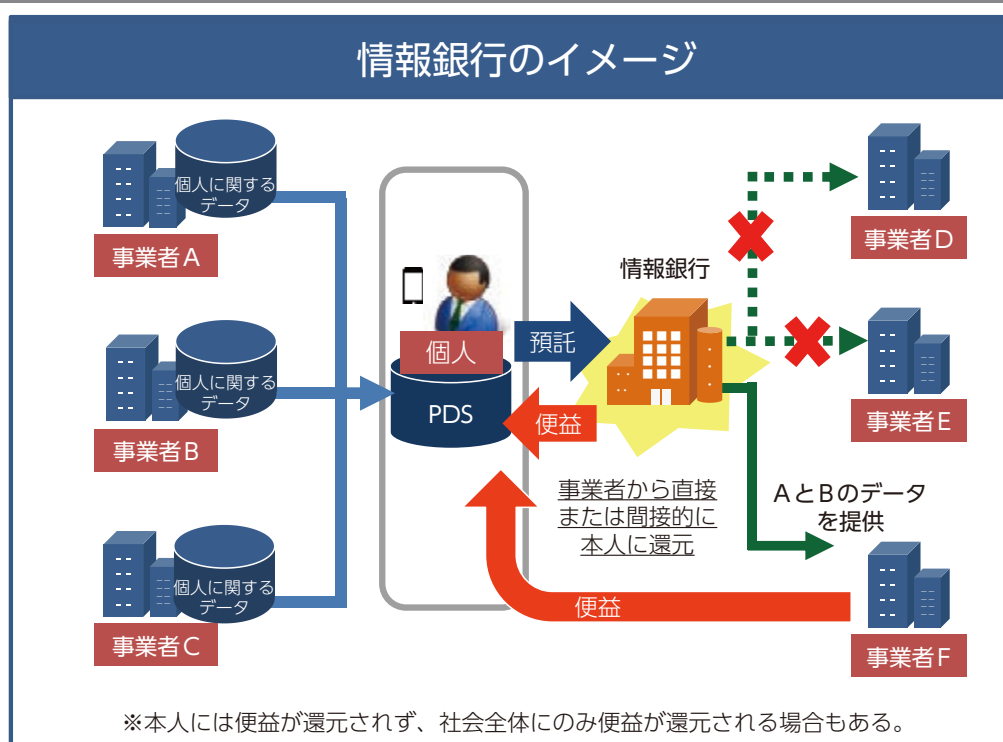


情報銀行認定について

1 政府における「情報銀行」に関する検討

日本のIT戦略の司令塔である内閣官房IT総合戦略室において、2016年（平成28年）9月から開催された「データ流通環境整備検討会」の下に「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」では、特に個人情報を含むパーソナルデータの流通・活用について検討が行われた。2017年（平成29年）2月にとりまとめられた「中間とりまとめ」では、パーソナルデータの流通を実現させるために有効な仕組みの一つとして、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める「情報銀行」が挙げられた。ここでは、「情報銀行」を「個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS^{*1}等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業」と定義している（図表1）。

図表1 「情報銀行」とは



「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」（内閣官房IT総合戦略室）より

上記の議論を受けて、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会の下に「データ取引市場等サブワーキンググループ」では、本人に代わって個人情報を管理・提供する情報銀行の機能を「情報信託機能」と定義し、この機能の提供に対するニーズが高まってくることから、その信頼性を確保するための社会的な仕組みが必要という意見があがった。

さらに、現段階で、情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者はなく、今後事実関係を更に積み上げていく必要があると考えられること、また、今後の発展が期待される市場については、当事者が実態に即したルールを形成していくことが望ましいとの観点から、国による認定等の法制度整備ではなく、民間の団体等によるルールの下、任意の認定の仕組みが実施されることが望ましいという結論に至った。

2 「情報銀行」の認定の仕組み

(1) 「情報信託機能の認定に係る指針 Ver1.0」の策定

上記の情報通信審議会における取りまとめを受けて、総務省及び経済産業省は、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を2017年（平成29年）11月から2018年（平成30年）4月の

*1 個人が自らのデータを蓄積・管理するためのシステム

間に6回開催し、「情報信託機能の認定に係る指針Ver1.0」(以下「指針」という。)を策定した。

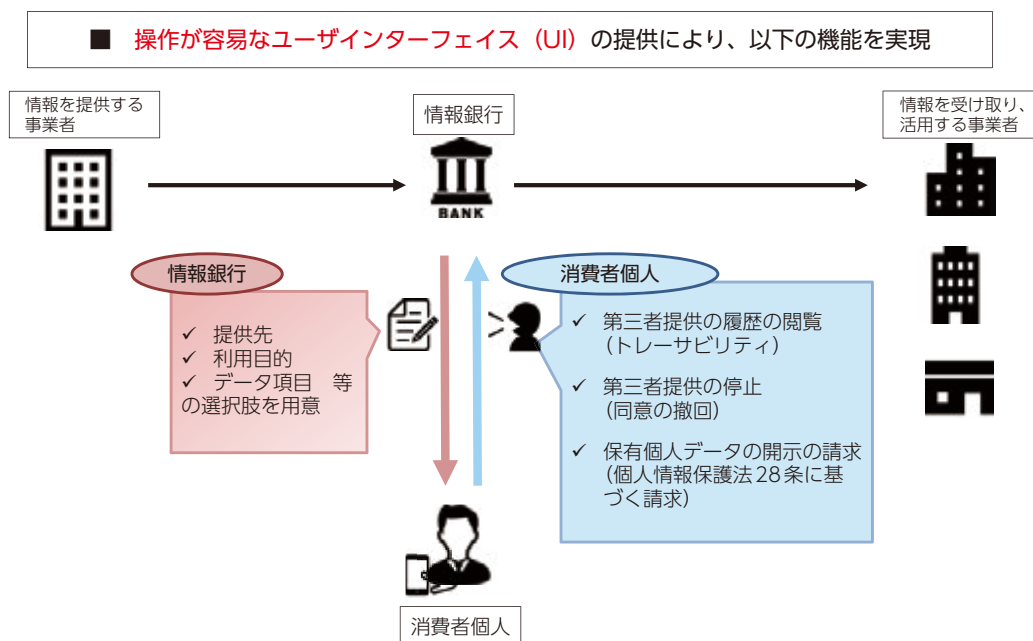
「指針」は、一定の水準を満たす事業者を認定し、社会的な信頼性を確保することを目的としているため、認定を必須とするものではなく、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すという観点から作成されている。この観点から、特にポイントとなるのは、消費者個人を起点としたデータの流通(コントロール出来る機能の充実)、消費者からの信頼性確保の2点である。これらの主な論点について、「検討会」では以下のように取りまとめている。

ア 利用者がコントロールできる機能(図表2)

「検討会」においては、情報銀行の普及を促進する目的に照らし、個人情報に関する個人のコントロールアビリティを確保することが重要である一方で、情報銀行が市場に登場し、競争する環境を整備することが重要であることから、コントロールアビリティとサービスの多様性のバランスを考慮し、認定基準を検討した。「指針」においては、操作が容易なユーザインターフェイス(UI)の提供により、以下の機能を実現することが認定要件とされている。

- ①情報銀行は、個人情報の提供先、利用目的、データ範囲について、個人が選択できる選択肢を提供すること
- ②個人が、個人情報の第三者提供の履歴を閲覧できること(トレサビリティ)
- ③個人が、情報銀行に委任した個人情報の第三者提供及び利用を停止させることができること(同意の撤回)
- ④個人は、情報銀行に委任した保有個人データの開示の請求(個人情報保護法第28条に基づく請求)を容易に行うことができること

図表2 利用者がコントロールできる機能

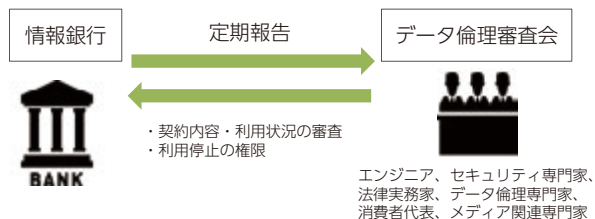


イ 消費者からの信頼性確保

「検討会」では、情報銀行の信頼性を確保する観点から、消費者が安心して利用できるようにするための要件を定めた。主なものは以下のとおり。

- ①データ倫理審査会(仮称)の設置(図表3)
 - ・各情報銀行に、社外委員を含め様々な観点から、データ利用に関してチェックする体制の整備(第三者提供先・利用目的・契約内容の適切性をチェック)
 - ・情報銀行から定期的に報告、データ倫理審査会は必要に応じて調査・報告を求める
- ②個人情報の提供の制限
 - ・個人が求めた場合、当該個人情報の第三者提供・利用を停止
 - ・情報銀行が個人情報を提供した提供先第三者からの再提供は禁止

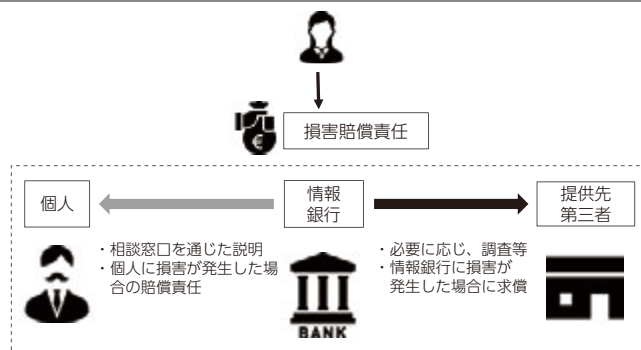
図表3 データ倫理審査会（仮称）の設置



③ 損害賠償責任（図表4）

- ・ 個人との間で情報銀行が苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う
- ・ 情報銀行が個人情報を提供した提供先第三者において情報漏洩等の問題が生じた場合も含め、個人に損害が生じた場合には情報銀行が個人にする賠償責任を負う

図表4 損害賠償責任



(2) 「指針」の概要

「指針」は、(ア) 情報信託機能の認定基準、(イ) 情報信託機能のモデル約款の記載事項、(ウ) 情報信託機能の認定スキームから構成されている。それぞれの概要は以下のとおり。

ア 情報信託機能の認定基準

情報銀行の認定基準は、「指針」に基づき認定を行う団体（以下「認定団体」という。）が認定を行うための基準として、認定を受ける情報銀行が満たすべき要件を示した。認定基準の構成及び概要は以下のとおり。

- ① 事業者の適格性
- ② 情報セキュリティ基準
- ③ ガバナンス体制
- ④ 事業内容

イ 情報信託機能のモデル約款の記載事項

「指針」においては、情報銀行のサービスについて、債権債務の内容や情報銀行の責任範囲を明確化するため、個人と情報銀行の間を委任関係に関する契約上の合意と整理することとしている。

この委任関係を、より個人のコントロールビリティを確保した、消費者個人を起点としたサービスの実現に資するものとするため、個人への便益や委任の内容などの具体的条件を契約関係として整理する標準的な契約条項を「モデル約款の記載事項」として示している。特に、委任関係の内容を契約等でわかりやすく整理し、個人情報保護法上の第三者提供においても有効な包括的同意（又は個別同意）を取得できるよう整理することが重要となる。このモデル約款は、主に「個人と情報銀行」、「情報銀行と情報銀行提供元」、「情報銀行と情報提供先」の間で結ばれる契約を想定している。

各認定団体は、本「モデル約款の記載事項」の委任関係に関するモデル約款を作成することとされている。

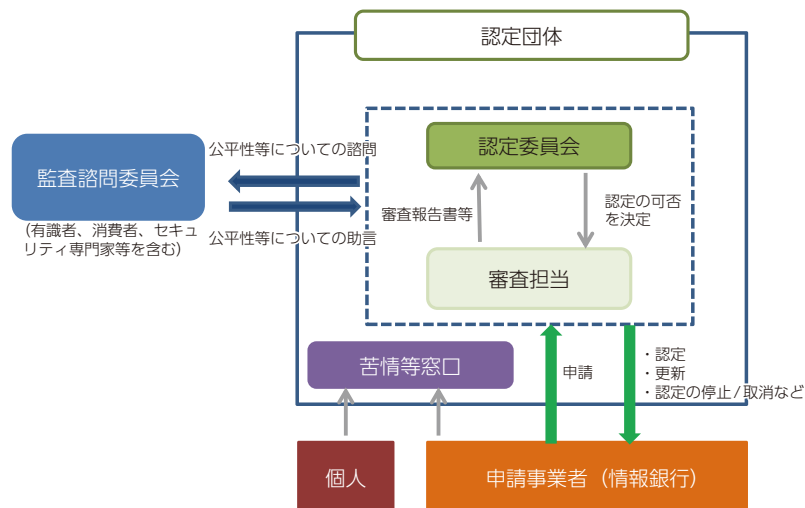
ウ 情報信託機能の認定スキーム（図表5）

情報信託機能の認定スキームでは、認定団体が適切に認定を行うための認定スキームとして、以下について整理している。

- ① 認定団体の適格性

- ②認定する際の審査の方法
- ③認定証
- ④認定事業者が認定内容に違反した場合、個人情報漏洩が起こった場合の対応
- ⑤認定団体と認定事業者との間の契約
- ⑥認定団体の運用体制

図表5 認定団体の運用スキーム



3 今後の情報銀行の普及に向けて

(1) 「指針」に基づく認定の開始

「指針」に基づき、一般社団法人日本IT団体連盟（以下「IT連」という。）が、情報銀行の認定を行うことを2018年（平成30年）9月12日に発表した。IT連では、情報銀行推進委員会を設置し、2018年（平成30年）秋から、情報銀行の認定事業や普及啓発活動を行っている。2018年（平成30年）12月21日から認定申請受付も開始された。

IT連は、IT産業に関わる日本最大級のIT団体の連合体であり、IT連が認定団体として認定を行っていくことで、「指針」の趣旨にあるとおり、情報銀行の社会的な信頼性が高まり、情報銀行の普及が大きく進むことが期待される。

(2) 実証事業

総務省では、情報銀行の実証事業を通じてモデルケースの創出と、情報銀行の要件や関係者間に必要なルール等の検証、課題の抽出等を行い、パーソナルデータの流通・活用の促進を図るため、2018年度（平成30年度）から予算事業として「情報信託機能活用促進事業」を実施している。実証を通じて、情報銀行のサービスの具体化などが進むことが期待される。

また、「指針」をとりまとめた時点では情報銀行は存在していない中での検討であったため、実証事業における具体的なサービスを通じて「指針」の内容についても検証し、必要に応じて追加検討に繋げることとしている。

(3) 「指針」の見直し

「指針」は、早期のサービス実証を見据えてver1.0として取りまとめを行ったが、今後も、(2)の実証事業やその他の新たなサービスの展開、関連制度の運用状況等を踏まえ、継続して議論・見直しを行っていくことが求められる。このため、2019年（平成31年）1月からは「指針」見直しのため、「検討会」を再開し、IT連における認定事業の開始、民間企業における「情報銀行」の取組みなども踏まえ、「指針」の見直しについて検討を行った。

(4) 終わりに

今後、「指針」とIT連による認定事業により、情報銀行の信頼性が高まることや、実証事業を通じたサービスの具体化などにより、情報銀行の事業が多様な展開を見せ、情報銀行の普及によって、より豊かな国民生活につながっていくことが期待される。



デジタル変革時代の「ICTグローバル戦略」

1 経緯

現在、日本と世界は、AI、IoT、ビッグデータなどが牽引している第四次産業革命によって、狩猟、農耕、工業、情報に続く第5の社会である「Society 5.0」に向けての大きな変革の中にある。

このような中、我が国が少子高齢化、気候変動、災害の多発などに伴う社会課題に対応し、国際的な競争力の強化、地域の活性化と持続的な経済成長を達成していくためには、ICTの社会実装によるイノベーションで社会革新をリードし、日本のICTの海外展開を進めていくことが重要である。このことは、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs, Sustainable Development Goals）の達成を通じた世界の社会課題の解決にも貢献することになる。

これらを踏まえ、総務省では、2018年（平成30年）12月、「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し（図表1）、同懇談会の下で、技術戦略ワーキンググループ及び国際戦略ワーキンググループにおいてそれぞれ専門的な見地から議論を行った上で、国内外におけるデジタル化によってSDGsを達成し、持続可能かつ包摂的な社会であるSociety 5.0を実現するための戦略を検討した。

2019年（令和元年）5月、総務省は、取りまとめられた懇談会報告書の提言を受け、「ICTグローバル戦略」を公表した（図表2）。

2 ICTグローバル戦略

ICTグローバル戦略では、懇談会報告書の提言を受け、

- ①社会全体のデジタル化を推進し、SDGs達成に貢献する。
- ②また、SDGs達成に向けた取組を通じて、我が国が掲げるSociety 5.0の理念を世界に広げ、持続可能かつ包摂的な社会をグローバルに実現する。
- ③これにより、産業構造や労働環境を効率化し、多様なライフスタイルの実現や新たな価値を創造できる豊かな社会を実現する、

という基本理念の下、「人間中心」「持続可能性」「多様性」をキーコンセプトとして、今後、国が取り組んでいくべき事項を6つの戦略として整理した。

（1）デジタル化によるSDGs達成戦略

SDGsがめざす「地球上の誰一人として取り残さない社会の実現」に向け、官民の各セクターが相互に連携して社会全体の徹底的なデジタル化を進め、日本と世界の社会課題の解決を推進する。

- ・ICTによる社会課題解決モデル（SDGs×ICTモデル）を国内外で展開する。
- ・アジャイル型研究開発を推進する（自治体や利用者のニーズを吸い上げるフィールドトライアルによるICTの高度化・汎用化）。等

（2）データ流通戦略

データの自由な流通の重要性を海外に向けて発信するとともに、個人によるデータコントロールビリティの確保に向けた取組を推進する。

- ・「情報銀行」の社会実装を推進する。
- ・データの自由な流通を一層推進するための信頼性（トラスト）を向上させる（個人情報保護、サイバーセキュリティの強化、知的財産の保護等）。等

（3）AI/IoT利活用戦略

AIを人々のより良い生活につなげていくという「AI時代の未来像」を国内外に発信する。

- ・AIによって産業構造・労働環境を効率化することで、人々のライフスタイルが豊かになり、新しい雇用や産業を創出することができるという考え方を発信する。等

（4）サイバーセキュリティ戦略

IoT機器・サービスの急速な普及等による社会変化に対応したセキュリティに関する共通認識を各国と醸成する。

- ・産学官・市民社会が連携し、サイバーセキュリティの向上を推進する。
- ・実践的な対処能力を有する人材の確保・育成や人材育成のエコシステムの構築を推進する。等

(5) ICT 海外展開戦略

日本が培った信頼性の活用、ルール形成への関与やキャパシティビルディングへの支援等による海外展開を推進する。

- ・官・民・支援組織が役割分担し、地域ごとの海外展開事例、課題、ノウハウ等を共有するなど一体的に海外展開を推進する。
- ・海外での展開を前提とした開発や事業化を推進する。 等

(6) オープンイノベーション戦略

2030年代の具体的な将来像の実現に向けたキーテクノロジーの高度化を推進する。

- ・人間を中心とした次世代コミュニケーション技術等により、身体、言語の能力や時間・空間の壁を超え、生活の質を向上させる（次世代AI・ロボット、脳情報通信、超臨場感伝達等）。
- ・盗聴されない安全性の高い通信技術等により、安全安心なデータ主導社会を実現する（センシング・IoT、サイバーセキュリティ、量子ICT等）。
- ・現在の数百倍の通信速度を実現する超高速通信技術等により、未来を支える高度なネットワークインフラを構築する（革新的ネットワーク、次世代ワイヤレス、宇宙ICT等）。 等

総務省では、本戦略に基づいて、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合（2019年（令和元年）6月開催）やその後の国際会議等に対応し、国内外の Society 5.0の実現に積極的に貢献していく。

図表1 デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会の構成員

※敬称略。2019年（令和元年）5月31日時点。

氏名	所属
【技術戦略WG主査】 相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社代表取締役社長
石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長、慶應義塾大学教授
岩田 一政	公益社団法人日本経済研究センター代表理事・理事長
江田 麻季子	世界経済フォーラム（WEF）日本代表
遠藤 信博	一般社団法人日本経済団体連合会サイバーセキュリティ委員長（日本電気株式会社代表取締役会長）
岡 素之	住友商事株式会社名誉顧問（総務省ICT街づくり推進会議 座長）
桑津 浩太郎	株式会社野村総合研究所研究理事
國分 俊史	多摩大学大学院教授 ルール形成戦略研究所所長
坂村 健	INIAD（東洋大学情報連携学部）学部長
【座長代理】 田中 明彦	政策研究大学院大学学長
徳田 英幸	国立研究開発法人情報通信研究機構理事長
中沢 正隆	東北大学電気通信研究機構特任教授（Distinguished Professor）
中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
【座長】 西尾 章治郎	大阪大学総長
藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO
増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
【国際戦略WG主査】 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長・教授
室井 照平	福島県会津若松市長

図表2 ICTグローバル戦略の全体像

